

別記様式第 57（第41条関係）（平24文科令 8・全改・旧様式第五十五様下、平25文科令 8・令
元原子規 3・一部改正、平30原子規11・旧様式第六十様上・一部改正）

表

第 号 立入検査職員身分証明書 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日交付 原子力規制委員会 印	写 真 印
--	---

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）

第43条の2 （第1項略）

- 2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第30条の2第1項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 十八 第43条の2第1項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。